

札幌市公立児童発達支援センターの あり方検討会議に関する中間報告書

平成 28 年 6 月 3 日

札幌市公立児童発達支援センター
あり方検討会議

はじめに

児童発達支援センターについて、全国的には民間法人による運営が一定程度進んでおり、地方自治体が直接運営を行う施設は減少傾向にあります。札幌市においては、従前から、その運営方法について検討がなされてきたところであり、札幌市が運営を行う公立児童発達支援センターの保護者を対象に実施したアンケートでも、さらなるサービスの向上を求める声が聞かれているところです。

このような背景から、平成 27 年 8 月に「札幌市公立児童発達支援センターあり方検討会議」が設置され、我々は、これまで 5 回にわたり議論を続けてきました。

このたび、現時点での「中間報告書」をまとめましたので、ここに報告させていただきます。

平成 28 年 6 月

札幌市公立児童発達支援センターあり方検討会議
検討委員 一同

目次

1	札幌市の公立児童発達支援センター等の設置の経緯、経過等	- 3 -
2	現在の各施設の概要	- 4 -
(1)	札幌市はるにれ学園	- 4 -
(2)	札幌市かしわ学園	- 5 -
(3)	札幌市みかほ整肢園	- 5 -
(4)	ひまわり整肢園	- 6 -
3	札幌市の公立児童発達支援センターの課題等	- 7 -
(1)	利用者のアンケート等から見る利用者からのニーズ	- 7 -
(2)	全国の児童発達支援センターのアンケート結果の概要と本市設置施設との比較	- 11 -
(3)	全国の児童発達支援センターのアンケート結果等から見る利用者ニーズの検証	- 15 -
4	課題等の解決に向けた運営等の「あるべき姿」	- 18 -
(1)	設置、運営主体のあるべき姿	- 18 -
(2)	「公設・民営」施設を前提とした施設運営等全般のあるべき姿	- 22 -
5	施設利用者（保護者）からの意見等について	- 23 -
6	「あるべき姿」を実現するためのプロセス	- 24 -
(1)	指定管理者制度の導入について	- 24 -
(2)	導入の際の留意点等	- 25 -
(3)	中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」の検討について	- 26 -
7	最終報告に向けて	- 26 -

1 札幌市の公立児童発達支援センター等の設置の経緯、経過等

(民間の児童発達支援センターの設置時期も含む)

昭和 35 年 4 月	<u>札幌市かしわ学園開設</u> 昭和 32 年に国において制度化された、札幌市初の知的障害児通園施設として、当時の白石町大谷地に開設
昭和 37 年 9 月	<u>札幌市マザーズホーム開設（みかほ整肢園の前身）</u> ポリオの流行を機として、旧西保健所（中央区大通西 19 丁目）内に仮施設として開設（設置主体は北海道小児マヒ財団）
昭和 40 年 1 月	<u>札幌市マザーズホーム移転</u> 現在の東区北 19 条東 7 丁目に北海道小児マヒ財団が施設を建設、移転
昭和 44 年	肢体不自由児通園施設が国において制度化
昭和 46 年 4 月	札幌市マザーズホームから <u>札幌市みかほ整肢園に改称</u>
昭和 47 年 1 月	北海道小児マヒ財団から、札幌市みかほ整肢園の施設が札幌市に譲渡される。
昭和 50 年 4 月	<u>札幌市かしわ学園移転</u> <u>札幌市ひまわり整肢園開設</u> かしわ学園の敷地が札幌新道及び道央自動車道の整備用地にかかり、周辺環境も騒々しくなったことから、現在の豊平区平岸 5 条 1 5 丁目に、かしわ学園を移転 その際に、市民から設置要望の強かった肢体不自由児通園施設として、ひまわり整肢園も合築・開設
昭和 51 年 2 月	札幌市みかほ整肢園が肢体不自由児通園施設として認可
昭和 60 年 6 月	札幌市みかほ整肢園移転 施設の老朽化が著しくなったため、現所在地である東区北 17 条東 5 丁目に移転
平成 5 年 4 月	社会福祉法人楡の会が、きらめきの里（知的障害児通園施設）及びこもれび園（肢体不自由児通園施設）を厚別区厚別町下野幌に開設
平成 6 年 4 月	<u>札幌市はるにれ学園開設</u> 中央区、西区、手稲区方面の知的障がい児の療育の場を確保するため、児童福祉総合センターの整備に併せ、現所在地である中央区北 7 条西 26 丁目に知的障害児通園施設として開設
平成 8 年 4 月	社会福祉法人麦の子会が、むぎのこ（知的障害児通園施設）を東区北 36 条東 8 丁目に開設
平成 24 年 4 月	児童福祉法の改正により、はるにれ学園・かしわ学園を福祉型児童発達支援センターとし、みかほ整肢園・ひまわり整肢園を医療型児童発達支援センターとした。
平成 24 年 10 月	社会福祉法人はるにれの里が、児童発達支援センターさんりんしゃ（福祉型児童発達支援センター）を西区福井に開設

平成 26 年 4 月	特定医療法人さっぽろ悠心の郷が、ときわ発達支援センター（福祉型児童発達支援センター）を南区常盤に開設
平成 26 年 5 月	かしわ学園・ひまわり整肢園移転 施設の老朽化が著しくなったことや、関係機関との連携強化のため、現所在地である豊平区平岸 4 条 18 丁目の旧札幌市児童心療センター（現札幌市子ども発達支援総合センター）内に移転
平成 27 年 4 月	はるにれ学園、かしわ学園、みかほ整肢園、ひまわり整肢園のそれぞれで、相談支援事業と保育所等訪問支援事業を開始

2 現在の各施設の概要

(1) 札幌市はるにれ学園

- ① 所在地：札幌市中央区北 7 条西 26 丁目 1-1 児童福祉総合センター内
- ② 施設種別：福祉型児童発達支援センター（旧知的障害者通園施設）
- ③ 施設定員：30 名
- ④ 開設日：平成 6 年 4 月
- ⑤ 併設サービス：保育所等訪問支援事業・障害児計画相談支援事業
- ⑥ 職員配置（平成 28 年 4 月 1 日現在）

職種等	配置数	備 考
園長（保育士職）	1	
相談支援専門員	1	
児童発達支援管理責任者	1	
保育士	8	
児童指導員（事務職）	1	
保健師	1	
言語聴覚士	1	非常勤職員
心理士	1	嘱託
栄養士	1	
事務員	1	
調理員	2	非常勤職員
運転手	1	臨時職員

⑦ 利用児童の状況（児童発達支援事業）

ア 入退園の状況（平成 27 年度）

園児数		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
在籍		19	19	20	23	22	22	25	25	25	25	25	25	
異動	退園	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	13	15
	入園	4	0	3	1	0	3	1	0	0	0	0	0	12

イ 利用児年齢構成（平成 28 年 4 月 2 日現在の年齢 途中入園児含む）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
男児	0	0	6	3	2	2	13
女児	0	1	3	2	0	2	8
計	0	1	9	5	2	4	21

(2) 札幌市かしわ学園

- ① 所在地：札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-21 ちくたく内
- ② 施設種別：福祉型児童発達支援センター（旧知的障害者通園施設）
- ③ 施設定員：40 名
- ④ 開設日：昭和 35 年 4 月
- ⑤ 併設サービス：保育所等訪問支援事業・障害児計画相談支援事業
- ⑥ 職員配置（平成 28 年 4 月 1 日現在）

職種等	配置数	備 考
園長（保育士職）	1	
保育士	14	
児童指導員（事務職）	1	
保健師	1	
言語聴覚士	1	非常勤職員
栄養士	1	臨時職員
事務員	1	
調理員	0	業者委託
運転手	0	業者委託

⑦ 利用児童の状況（児童発達支援事業）

ア 入退園の状況（平成 27 年度）

園児数		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
在籍		28	30	31	34	34	35	36	38	40	40	40	40	
異動	退園	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	13
	入園	7	1	2	3	0	1	1	2	2	0	0	0	19

イ 利用児年齢構成（平成 28 年 4 月 2 日現在）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
男児	0	1	3	6	9	11	30
女児	0	0	2	2	1	1	6
計	0	1	5	8	10	12	36

(3) 札幌市みかほ整肢園

- ① 所在地：札幌市東区北 17 条東 5 丁目 2-1
- ② 施設種別：医療型児童発達支援センター（旧肢体不自由児通園施設）
- ③ 施設定員：40 名

- ④ 開設日（施設認可日）：昭和 51 年 2 月
 ⑤ 併設サービス：保育所等訪問支援事業・障害児計画相談支援事業
 ⑥ 職員配置（平成 28 年 4 月 1 日現在）

職種等	配置数	備 考
園長（保健師職）	1	
保育士	7	
児童指導員（事務職）	1	
看護師	1	
理学療法士	2	
作業療法士	2	
言語聴覚士	1	非常勤職員
心理士	1	非常勤職員
栄養士	1	
事務員	1	
調理員	2	うち 1 名非常勤職員
運転手	1	

- ⑦ 利用児童の状況（児童発達支援事業）

ア 入退園の状況（平成 27 年度）

月 園児数		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
在籍		23	29	30	31	31	31	32	34	33	33	33	33	
異動	退園	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	11
	入園	5	1	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	11

イ 利用児年齢構成（平成 28 年 4 月 2 日現在の年齢 途中入園児含む）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
男児	0	2	4	3	6	4	19
女児	0	3	2	4	4	2	15
計	0	5	6	7	10	6	34

(4) ひまわり整肢園

- ① 所在地：札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-21 ちくたく内
 ② 施設種別：医療型児童発達支援センター（旧肢体不自由児通園施設）
 ③ 施設定員：30 名
 ④ 開設日（施設認可日）：昭和 50 年 4 月
 ⑤ 併設サービス：保育所等訪問支援事業・障害児計画相談支援事業

⑥ 職員配置（平成 28 年 4 月 1 日現在）

職種等	配置数	備 考
園長（保健師職）	1	
保育士	5	
児童指導員（事務職）	1	
看護師	1	
理学療法士	2	
作業療法士	1	
言語聴覚士	1	
心理士	1	非常勤職員
栄養士	1	臨時職員
事務員	1	
調理員	0	業者委託
運転手	0	業者委託

⑦ 利用児童の状況（児童発達支援事業）

ア 入退園の状況（平成 27 年度）

月 園児数		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
在籍		16	17	17	17	17	19	19	20	19	19	19	19	
異動	退園	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	10
	入園	2	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	6

イ 利用児年齢構成（平成 28 年 4 月 2 日現在の年齢 途中入園児含む）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
男児	0	1	3	2	2	3	11
女児	0	0	1	2	1	5	9
計	0	1	4	4	3	8	20

3 札幌市の公立児童発達支援センターの課題等

(1) 利用者のアンケート等から見る利用者からのニーズ

① 札幌市公立児童発達支援センターの利用に関するアンケートについて

ア 実施対象者

実施日現在、施設を利用する児童の保護者を対象として行った。

イ 実施期間

平成 27 年 2 月 19 日から平成 27 年 3 月 6 日まで

ウ 調査内容・目的

「療育時間」、「療育等の内容」、「給食」、「送迎バス」の項目ごとの利用満足度やその理由、及び、特に充実を望む項目等、現段階における利用者のニーズを把握するために実施した。

エ 発送・回収数

施設名	発送数	回収数	回収率
はるにれ学園	29	19	65.5%
かしわ学園	37	26	70.3%
みかほ整肢園	34	19	55.9%
ひまわり整肢園	24	14	58.3%
計	124	78	62.9%

② アンケート結果の概要（詳細は資料編（資料1）参照）

ア 療育時間について

	満足度（回答割合）				「不満」、「少し不満」 の具体内容
	十分満足	満足	少し不満	不満	
はるにれ学園	21%	47%	16%	16%	開園時間の延長要望 土曜日の開所要望
かしわ学園	31%	46%	19%	4%	開園時間の延長要望
みかほ整肢園	11%	58%	26%	5%	ST等の時間・回数増 預かり保育実施
ひまわり 整肢園	14%	50%	36%	0%	開園時間の延長要望 ST等の時間増等

各園とも、6～8割程度の方から、「十分満足」あるいは「満足」と回答が寄せられているが、一方で、開園時間をもう少し伸ばしてほしいという要望や、兄弟児の参観日等の参加のため、預かり保育の実施を望む声、STをメインに各種訓練等の時間や回数増等を望む声が寄せられている。

イ 療育・訓練の内容

	満足度（回答割合）				「不満」、「少し不満」 の具体内容
	十分満足	満足	少し不満	不満	
はるにれ学園	26%	42%	21%	11%	STの回数増、OTの実施 身辺自立ができる訓練等
かしわ学園	35%	38%	23%	4%	STの回数増、OTの実施等
みかほ整肢園	11%	44%	39%	6%	STの質、回数増の要望 訓練士の増員要望等
ひまわり 整肢園	14%	29%	50%	7%	STの質、回数増の要望 訓練士の増員要望等

はるにれ学園・かしわ学園の福祉型のセンターでは、ともに約7割の方が一定程度満足しているのに対し、みかほ整肢園・ひまわり整肢園の医療型のセンターでは、約5割の方が不満感を持っている。

各園で共通して、STの回数の増要望が寄せられ、福祉型のセンターから

は、OTの実施要望、医療型のセンターからは、各種訓練士の増員要望等が寄せられている。

ウ 給食

	満足度（回答割合）				「不満」、「少し不満」 の具体内容
	十分満足	満足	少し不満	不満	
はるにれ学園	79%	16%	5%	0%	量が少なめに感じる
かしわ学園	35%	46%	11%	8%	職員等への給食実施要望
みかほ整肢園	22%	61%	6%	11%	調理室が狭いこと セレクト食の実施要望等
ひまわり 整肢園	25%	50%	25%	0%	委託化への不安等

各園とも、7～9割程度の方から、「十分満足」あるいは「満足」と回答が寄せられており、少数ではあるが、各園の現状について、改善希望事項が寄せられている。

エ 送迎バス

	満足度（回答割合）				「不満」、「少し不満」 の具体内容
	十分満足	満足	少し不満	不満	
はるにれ学園	6%	11%	66%	17%	路線の増加、運行範囲の拡大 要望、自宅送迎の実施要望等
かしわ学園	21%	29%	42%	8%	路線の増加、運行範囲の拡大 要望
みかほ整肢園	0%	14%	36%	50%	バス利用者が毎日通えない 自家用車利用者のバス利用 希望等
ひまわり 整肢園	0%	23%	62%	15%	毎日のバス利用を希望 自家用車利用者のバス利用 希望等

かしわ学園は、一定程度満足されている方と不満感を持たれている方が半々であるが、その他の園は、約8～9割程度の方が不満感を持たれている結果となった。

具体的な内容としては、路線や運行範囲の拡大等や、自宅送迎の実施、バス利用者が毎日通えないことへの不満の声が多くの方から寄せられた。

オ 特に充実が必要な部分

	特に充実が必要な部分（回答割合）					
	療育 時間	療育等 内容	給食	送迎 バス	その他	内容等
はるにれ学園	21%	21%	0%	26%	21%	時間の延長と ST の回数増、職員との相談機会の確保等
かしわ学園	15%	50%	4%	15%	12%	バスの運行範囲の拡大と職員等への給食実施等
みかほ整肢園	5%	58%	0%	10%	21%	各種職員の増員、幼稚園との連携等
ひまわり 整肢園	14%	36%	7%	0%	36%	S T の増員と給食の個別対応強化、職員との相談機会確保等

はるにれ学園は、「給食」以外の全項目の充実を望む声がほぼ均一であり、かしわ学園・みかほ整肢園は、「療育・訓練の内容」の充実を望む声が約半数の方から寄せられており、ひまわり整肢園も、その他の記載内容を合わせると、「療育・訓練の内容」の充実を望む声が最も多かった。

カ 自由記載欄

	件数	内容
はるにれ学園	11 件	楽しく子どもが通えていることへの感謝、職員の丁寧な来客対応を望む声、送迎バス利用者と自分で送迎する人の負担の大きな違いの指摘・具体的な改善提案、健常児が通う幼稚園に通えるような訓練等を望む声等
かしわ学園	16 件	職員の丁寧・熱心な対応への感謝の声、施設移転後の不満、職員の人事異動のペースに関する意見、兄弟児への支援の充実化を望む声、療育に対する園と保護者の考え方のずれを指摘する声、参観日の増を望む声等
みかほ整肢園	26 件	施設の老朽化や環境改善を望む声、園庭への遊具設置、看護師の人員増、若い職員の配置希望、他施設との交流、送迎バスの外部委託化、地域支援の実施への不安、利用料の支払の利便性の向上等
ひまわり 整肢園	18 件	楽しく通園できていることへの感謝、施設整備の際の対応への不満、S T の正職員化、兄弟児への対応、他園、他施設との交流機会の増、通園時間以外の園庭等の施設の活用希望、連絡帳の作成要望等

③ アンケート結果により判明した利用者のニーズの抽出

施設利用者（保護者）からは、施設運営の細部にわたり、様々な要望が出されており、さらに、アンケート実施後に札幌市が各園の保護者に行った説明会で寄せられた意見も合わせながら、当検討会議において検討を行うニーズを次のとおり抽出し、整理した。

【当検討会議で検討する主な利用者のニーズ】

① 開設時間の延長要望について（全園）

ちょうど良いという意見も寄せられている一方で、例えば、兄弟の参観日等の際には、有料でも良いので預かってほしいといった切実な声や幼稚園や保育園等と同じ9時くらいから開設してほしいという声が寄せられており、開設時間は施設運営の基本事項であることから、この項目の検討を行うこととする。

② 作業療法（OT）の実施要望について（はるにれ学園・かしわ学園）

主な利用者である知的・発達障がい児への作業療法については、公益社団法人北海道作業療法士会のホームページにおいても、作業療法士の業務として、発達障がい児への作業療法の提供が例示されており、一般的には、早期に、できれば学齢期前に作業療法を受けることにより、一層の効果があるとされていることから、この項目の検討を行うこととする。

③ 言語聴覚療法（ST）の回数増（全園）

全ての園の多くの保護者から、言語聴覚療法の回数の増についての要望が寄せられており、この項目の検討を行うこととする。

④ 看護師の追加配置（みかは整肢園）

アンケートでは、要望がなかった項目であり、今年度、みかは整肢園の利用児童について、医療的ケアの必要な児童が多かったことに起因し、アンケート結果の説明会の場で追加により強い要望があった項目である。その時々柔軟な対応という視点で検討の価値があると考え、この項目の検討を行うこととする。

⑤ 送迎バスの充実（全園）

「特に充実が必要」と選択された方は少ないが、全ての園で、他の項目と比較し、不満感を持たれている方が一番多いことから、この項目の検討を行うこととする。

(2) 全国の児童発達支援センターのアンケート結果の概要と本市設置施設との比較

① 児童発達支援センター（指定都市内設置）の運営等に関するアンケート調査について

ア 実施対象

全国の政令指定都市内に設置されている全児童発達支援センター（公設・民設）

イ 実施期間

平成 27 年 7 月 13 日から平成 27 年 7 月 30 日まで

ウ 調査内容・目的

当検討会議での公立の児童発達支援センターの運営のあり方の検討を行うにあたり、他都市に設置されているセンターの運営状況やサービス提供水準等を把握しつつ、利用者から寄せられる様々なニーズの検証を行うため。

エ 発送・回収数

施設種別	発送数	回収数	回収率
福祉型児童発達支援センター	104	64	61.5%
医療型児童発達支援センター	34	19	55.9%
計	138	83	60.1%

② アンケート結果の主な概要と本市設置施設との比較（アンケート結果の詳細は資料編（資料2）参照）

項 目	アンケート結果の概要			本市設置施設の状況	
設置・運営主体	福祉型児童発達支援センターは、「公設・公営」の数が比較的少なく、約 3/4 は、「民営」施設となっている。 一方、医療機関の機能を併せ持つ必要のある医療型児童発達支援センターは、「公設・公営」の数が一番多く、「民設・民営」は2か所のみで、公的な機関等でなければ、設置するのは難しい施設であると思われる。しかしながら、運営については、「公設・民営」の施設も「公設・公営」の施設とほぼ同数あることから、適切な公的支援があれば、民間でも運営ができない施設ではないと思われる。			4施設とも、「公設・公営」	
併設サービスの実施状況	児童発達支援センターの必須事業である「保育所等訪問支援事業」と「障害児計画相談支援」について、特に公設・公営施設が少なかった。また、その他の想定される併設サービスの実施状況についても、公設・公営施設の実施施設はほとんどなく、公設・民営施設、民設・民営施設が多い結果となった。			4施設とも、必須事業の「保育所等訪問支援事業」と「障害児計画相談支援」のみを実施	
併設医療機関の有無	「公設・公営」のセンターは、福祉型・医療型を問わず、併設医療機関を有するセンターが多く、「公設・民営」、「民設・民営」の順に併設されている割合が低くなっている。 また、設置・運営主体を問わず、医療型児童発達支援センターは、センターそのものが診療機能を有する必要があるが、さらに他に診療所等を併設しているセンターが多い。			はるにれ学園は発達医療センターを併設 かしわ学園・ひまわり整肢園は子ども心身医療センターを併設。 みかほ整肢園は診療所機能を持つものの、外来診療は受け付けていない。	
開所日数 (H26実績)	福祉型	公設・公営のセンター	平均 227 日	はるにれ学園	228 日
	医療型	公設・公営のセンター	平均 228 日	かしわ学園	228 日
	福祉型	公設・民営のセンター	平均 236 日	みかほ整肢園	228 日
	医療型	公設・民営のセンター	平均 221 日	ひまわり整肢園	228 日
	福祉型	民設・民営のセンター	平均 241 日		
	医療型	民設・民営のセンター	平均 228 日		
定員に対する施設利用率 (H26実績)	福祉型	公設・公営のセンター	平均 64%	はるにれ学園	69.8%
	医療型	公設・公営のセンター	平均 31%	かしわ学園	56.8%
	福祉型	公設・民営のセンター	平均 81%	みかほ整肢園	32.4%
	医療型	公設・民営のセンター	平均 38%	ひまわり整肢園	32.6%
	福祉型	民設・民営のセンター	平均 88%		
	医療型	民設・民営のセンター	平均 40%		
経営状況 (H26収支比率試算) 収支差額÷総収入	福祉型	公設・公営のセンター	平均 △105%	人件費一人あたり 710 万円で試算	
	医療型	公設・公営のセンター	平均 △496%	はるにれ学園 △61.5%	
	福祉型	公設・民営のセンター	平均 5%	かしわ学園 △54.8%	
	医療型	公設・民営のセンター	平均 △13%	みかほ整肢園 △727.8%	
	福祉型	民設・民営のセンター	平均 1%	ひまわり整肢園△741.1%	
	医療型	民設・民営のセンター	平均 7%		
経営状況 (H26人件費比率試算) 人件費÷総収入	福祉型	公設・公営のセンター	平均 173%	人件費一人あたり 710 万円で試算	
	医療型	公設・公営のセンター	平均 474%	はるにれ学園 135.4%	
	福祉型	公設・民営のセンター	平均 73%	かしわ学園 235.9%	
	医療型	公設・民営のセンター	平均 90%	みかほ整肢園 723.8%	
	福祉型	民設・民営のセンター	平均 79%	ひまわり整肢園 750.3%	
	医療型	民設・民営のセンター	平均 75%		
施設の開園、	開園時間、閉園時間、サービス提供時間については、「公設・公営」、「公設・民営」は大差			はるにれ学園、かしわ学園 10：00～14：00	

閉園時間	がなく、開園時間の平均は、9:30 前後、閉園時間の平均は 14:30 前後であり、サービス提供時間の平均も 5 時間前後であったのに対し、「民設・民営」の施設は、特に閉園時間について、14:31 以降の施設数が多く、平均で 1 時間程度遅い 15:30 前後となり、サービス提供時間の平均も 1 時間程度多い 6 時間程度となった。また、土曜日でも開設している（行事による開設を除く）と回答のあった施設は、全 83 施設中、8 施設であった。（公設・公営 1 施設、公設・民営 1 施設、民設・民営 6 施設）	（ただし、9:00～10:00 及び 14:00～15:00 に個別相談支援を実施） みかほ整肢園、ひまわり整肢園 9:30～15:30
通所形態	通所形態については、設置・運営主体あるいは施設種別での傾向の大きな差はなく、知的・発達だと、多くの施設で、単独通園か単独・親子クラスありで、肢体不自由児等の場合は、多くの施設で、親子通園か単独・親子クラスありで、聴覚障がい児については、原則親子が多い結果となった。 また、福祉型のセンターで、肢体不自由児の受け入れをしているセンターも散見された。	はるにれ学園・かしわ学園は、知的・発達の単独・母子クラスあり みかほ整肢園・ひまわり整肢園は、原則親子通園
利用者負担金の納入方法	通所形態、公設・公営施設は、全ての施設で納付書を発行しており、コンビニ等でも支払が可能な納付書を発行している施設はなかった。また、口座自動引き落としを行っている施設は、26 施設中 5 施設のみであり、現金納付で対応している施設も 2 施設のみであることから、19 施設は、金融機関等のみで使用可能な納付書のみで対応している。 また、公設・民営施設でも、利用料金制度を採用せず、利用料を設置主体の歳入としている施設のうち 3 施設では、上記と同様に金融機関等のみで使用可能な納付書で対応している。	4 施設とも、金融機関のみで使用可能な納付書で対応している。
医師の配置状況	常勤・専任の医師を配置している施設は、福祉型・医療型を合わせても 3 施設程度。 回答のあった多くの施設では、兼務により配置している状況。 ・未配置（回答なしを含む） 福祉型 29 施設、医療型 1 施設	かしわ学園・はるにれ学園は嘱託医を配置。 みかほ整肢園・ひまわり整肢園は、非常勤医を配置。
看護師の配置状況	福祉型は、未配置施設が多く、未回答を含むと 33 施設で未配置であった。 医療型は、全ての施設で配置されており、複数配置されている施設は、10 施設、1 名配置の施設は 9 施設であった。	かしわ学園・はるにれ学園は、それぞれ保健師 1 名を配置 みかほ整肢園・ひまわり整肢園は、看護師をそれぞれ 1 名配置、またそれぞれの園長は保健師職。
児童指導員、保育士の配置状況 （1 人あたり平均受け持ち定員）	福祉型児童発達支援センター 公設・公営 平均 3.38 人 公設・民営 平均 3.24 人 民設・民営 平均 3.22 人 医療型児童発達支援センター 公設・公営 平均 6.65 人 公設・民営 平均 4.11 人 民設・民営 平均 8.62 人	はるにれ学園 3.53 人 かしわ学園 3.20 人 みかほ整肢園 6.67 人 ひまわり整肢園 6.00 人
理学療法士の配置状況	医療型のほぼ全ての施設で配置されているが、福祉型は、官民間問わず、ほぼ配置されておらず、64 施設中 8 施設での配置にとどまっている	はるにれ学園・かしわ学園は未配置。 みかほ整肢園・ひまわり整肢園は各 2 名配置。
作業療法士	公設・公営の医療型の施設で未配置の施設が	はるにれ学園・かしわ学園

の配置状況	複数あった。 福祉型のセンターでは、公設・公営の施設での配置が1施設にとどまっているのと比較し、公設・民営、民設・民営施設では、数は少ないものの複数の施設で配置されていた。(福祉型の未配置施設数等合計 47 施設)	は未配置。 みかほ整肢園は2名配置。 ひまわり整肢園は1名配置。
言語聴覚士の配置状況	医療型でも未配置の施設があり、福祉型でも、官民間問わず、配置されている施設は少なく、64 施設中 38 施設が未配置になっていた。	はるにれ学園、かしわ学園、みかほ整肢園は非常勤各1名配置、ひまわり整肢園は常勤1名配置。
心理療法等担当職員の配置状況	医療型、福祉型、または官民間問わず、未配置施設が多い結果となった。(未配置施設数等合計 福祉型 46 施設 医療型 12 施設)	みかほ整肢園・ひまわり整肢園は非常勤各1名配置。 はるにれ学園は、子ども心身医療センター職員が対応。かしわ学園は配置なし。
理学療法の実施頻度等	医療型では、全施設が実施しており、週1回～月2回程度、利用者に提供している施設が多い結果となった。また、福祉型でも、数は少ないが、一部の施設で提供されていた。	はるにれ学園・かしわ学園は未実施。 みかほ整肢園 週1.3回 ひまわり整肢園 4週5回
作業療法の実施頻度等	医療型では、ほとんどの施設で実施されており、福祉型は、実施、未実施について、半々という結果になった。実施頻度は、週1回～月2回程度の施設が多かった。	はるにれ学園、かしわ学園は未実施。 みかほ整肢園 週1.3回 ひまわり整肢園 4週3回
言語聴覚療法の実施頻度等	福祉型では、旧難聴児通園施設を除き、月1～2回の実施頻度の施設が多く、医療型も、ほぼ同様の回数となっているが、年1回程度という施設も散見された。	はるにれ学園 月1～2回 かしわ学園 月1～2回 みかほ整肢園 月1～2回 ひまわり整肢園 4週3回
心理療法等の実施頻度等	心理療法等については、他の訓練等と比較し、実施施設数も少なく、実施していたとしても、その頻度は、年に数回程度という施設が多い結果となった。	はるにれ学園 未実施 かしわ学園 未実施 みかほ整肢園 月1回 ひまわり整肢園 月1回
夏休み等の状況	なしの施設 14 施設 ありの施設 67 施設 ありの施設の夏休みの日数(平均7日) 5日以内 32 施設 6～7日 8 施設 8～13日 18 施設 14日以上 4 施設	はるにれ学園 4日 かしわ学園 4日 みかほ整肢園 4日 ひまわり整肢園 4日
冬休み等の状況	なしの施設 5 施設 ありの施設 76 施設 ありの施設の冬休みの日数(平均9日) 5日以内 31 施設 6～7日 11 施設 8～13日 17 施設 14日以上 10 施設	はるにれ学園 11日 かしわ学園 11日 みかほ整肢園 11日 ひまわり整肢園 11日
春休み等の状況	なしの施設 10 施設 ありの施設 69 施設 ありの施設の冬休みの日数(平均9日) 5日以内 16 施設 6～7日 7 施設 8～13日 28 施設 14日以上 14 施設	はるにれ学園 13日 かしわ学園 13日 みかほ整肢園 13日 ひまわり整肢園 13日
通園バス(送迎)の状況	提供施設 68 施設(未提供施設 13 施設) 複数台数による送迎施設 41 施設 1台による送迎施設 23 施設	全園でバス1台により、送迎サービスを実施(拠点送迎) かしわ学園・ひまわり整肢園は、バス運行を民間業者

	自宅まで送迎 5 施設 拠点までの送迎 61 施設 運転手の身分が運営法人 29 施設 運転手の身分が委託業者 42 施設	に外部委託。 はるにれ学園・みかほ整肢 園は、市直営)
施設運営に 対する行政 からの支援 の状況	民設・民営の施設への支援について、一定程 度、行っている自治体もあるという結果となっ た。 また、公設・民営施設についても、医療型、 福祉型を問わず、給付費等のみで運営する施設 は少なく、多くの施設で、何らかの形で指定管 理費による運営費への支援が行われている結 果となった。	

(3) 全国の児童発達支援センターのアンケート結果等から見る利用者ニーズの検証
 【検討を行ううえでの基本的な方向性】

- ① 現行のサービス水準は、施設利用率の向上等を目指す観点から、基本的には、少なくとも現状維持すべき。
- ② 施設の収支状況等を鑑みると、利用者のニーズを全て実現するのは現実的ではなく、サービス水準の向上は、費用対効果が高く、かつ全国の同種施設の実施状況を鑑みながら検討を行うべき。
- ③ 柔軟な運営体制や工夫等によるサービスの充実化は、積極的に行うべき。

【主な検討項目のあるべき姿】

① 開設時間の延長要望について（全園）

【検証内容】

厚生労働省が設置した「障害児支援の在り方に関する検討会」の「今後の障害児支援の在り方について」の報告書においては、基本理念の一つとして「家族支援の重視」が挙げられている。

また、その報告書においては、短期入所や日中一時支援事業をはじめとした保護者等の行うケアを一時的に代行する支援などにより、障がい児を育てる保護者や兄弟を含めた家族に対する総合的な支援が身近な地域で受けられるようにすることが重要とされ、また保護者の就労のための支援や障がい児の兄弟の支援も重要とされている。

この視点で、今回寄せられた開設時間の延長要望の声を検証すると、預ける場所がなく、兄弟の参観日に出ることができないということになれば、兄弟と障がい児の関係に影響が生じかねなく、日中一時支援事業等の利用により対応すべきと考えるが、4施設とも日中一時支援事業は実施しておらず、その際には、やむを得ず、開設時間の長い民間の児童発達支援事業所等を利用している実態があるものとする。

実態を鑑みると、公立の児童発達支援センターと民間の児童発達支援事業所は役割分担が出来ており、公立の児童発達支援センターでは、そこまで行う必要はないという考え方もあるが、このことが、最近、全国的な課題となっている民間の児童発達支援事業所のサービスの質の問題に影響する可能性があると考えられる。

公立の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援事業所の見本となるよう、児童発達支援も家族支援もしっかり行うことにより、結果として、民間の児童発達支援事業所も、保護者に選んでもらえるよう、レスパイト的な支援だけではなく、発達支援の質的な向上を目指していく環境が整備されていくものとする。

なお、全国の児童発達支援センターの調査との比較においては、4施設とほぼ同様の開設時間としている施設も多く、利用者アンケートにおいても、子どもの体力等を考えるとちょうど良いといった意見も寄せられているところである。

【結論】

基本的な開設時間は、現行で妥当と考えるが、家族支援の充実化等の観点から、子どもや保護者等の状況に応じた柔軟な開設時間の運用や、保護者の用事等のある場合の日中一時支援的な事業の実施が望まれる。

② 作業療法（OT）の実施要望について（はるにれ学園、かしわ学園）

【検証内容】

全国の児童発達支援センターの調査において、はるにれ学園、かしわ学園と同種の福祉型児童発達支援センターで作業療法を実施している施設数は31施設であり、未実施の施設数も31施設であったので、半数の施設が実施している状況である。

また、札幌市が平成24年10月に策定した「障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）」において、基本方針として「児童発達支援事業所や関係機関とのネットワーク構築」が挙げられており、児童発達支援センターは、児童発達支援事業所への職員研修や訪問等により、事業所の支援技術の向上に取り組むこととされている。

知的・発達障がい児への作業療法は、体や能力の発達が盛んな幼児期に受けることにより、一層の効果が見込まれると言われており、児童発達支援事業所に対し、作業療法士の専門的な視点により、助言や指導等を行うことは、札幌市全体の障がい児支援体制の向上に大きく資するものとする。

【結論】

はるにれ学園、かしわ学園において、作業療法を実施する方向で検討することが望まれる。

③ 言語聴覚療法（ST）の回数増（全園）

【検証内容】

全国の児童発達支援センターの調査において、言語聴覚療法の実施頻度については、週1回の施設は4施設（うち3施設は、旧難聴児施設）、月に2回程度の施設は19施設、月に1回程度の施設は14施設、年1回程度の施設は4施設という結果であり、4施設の実施状況は、全国平均から見ても、少ない状況ではない。

また、障がい児に対して、適切な摂食指導等を行うことができる言語聴覚士は

不足しており、募集をしても、応募が少ない実態もある。

【結論】

言語聴覚療法の回数は現行で妥当と考えるが、人員確保や人材育成の観点から、持続可能な運営体制の構築に向けた検討をすることが望まれる。

④ 看護師の追加配置（みかほ整肢園）

【検証内容】

今年度、みかほ整肢園の利用児童について、医療的ケアが必要な重度の利用児童が多く、母子分離の際の医療的ケアが1名の看護師では十分に行うことができないために出された要望である。

園長が、保健師職ということで、一定程度の看護師のサポートを行うことは可能ではあるが、園長業務もあることから、日常的に行うことは難しい状況である。

なお、全国の児童発達支援センターの調査においては、看護師を複数配置している医療型の児童発達支援センターは10施設。1名配置の施設は9施設である。

看護師の配置等、施設のリスクマネジメントに大きな影響がある事項については、民間の施設であれば、利用者の状況に応じて、必要な職種をパートで雇用するなど、柔軟な対応を速やかに行うのが通常であるが、公立・公営の施設では、予算や手続きの制約が伴うことから、そのような対応を行うのは難しいと思われる。

【結論】

利用児童の状況等に応じた柔軟な対応を行える運営体制となるよう検討することが望まれる。

⑤ 送迎バスの充実（全園）

【検証内容】

利用者へのアンケート調査では、路線や運行範囲の拡大等や、自宅送迎の実施、バス利用者が毎日通えないことへの不満の声が多くの方から寄せられており、特に、毎日通いたくても、通園バスが隔日でコースが変わるので通えないという状況は、公平性の確保のため、やむを得ない措置であるとは考えるが、なるべく早く改善することが必要だと考える。

なお、全国の児童発達支援センターの調査においては、複数のバス等による送迎を行っている施設が41施設であり、1台による送迎を行っている施設23施設を大きく上回っている。また、自宅送迎を行っている施設は5施設にとどまっており、拠点送迎を行っている施設は61施設となっている。また、運転手の身分が運営法人の施設は29施設、運転手の身分が委託業者の施設は42施設であり、全国的にみても、一定程度、業務の効率化が進んでいる。

【結論】

全国のセンターの状況等や保護者の切実なニーズを鑑み、増車する方向で検討することが望まれる。ただし、全国のセンターがほぼ自宅送迎を行っていないことを考慮すると、増車による運行範囲の拡大が優先事項であると考ええる。

また、増車するとしても、委託業者に運転業務を委託するなど、効率的な体制により行うべきである。

⑥ その他、アンケートにより寄せられたニーズ等

【検証内容】

上記のほか、職員との相談機会の増や訓練の質の向上を望む声など、様々な要望が寄せられており、利用者が求めるニーズは、可能な限り施設運営に反映されるべきと考えるが、もし、反映できないとすれば、その理由をしっかりと説明し、理解を得ていくべきと考える。

また、利用者側が求めるニーズは、その時々で変わるものであり、そういった声を常日頃からオープンに受け付ける環境作りが必要であり、また、今回のようなアンケート調査やアンケート結果に関する札幌市と利用者の意見交換等は、継続的に行うことも必要であると考ええる。

【結論】

アンケート結果により寄せられた様々な要望について、札幌市は、しっかりと向き合い、可能な限り、施設運営に反映すべきであり、反映できない場合は、理解を得るための説明を行うべきである。

また、今後とも、アンケート等の利用者からの声を聞くための環境作りを行い、その声をもとにしながら、施設サービスの質的向上に努めるべきである。

4 課題等の解決に向けた運営等の「あるべき姿」

(1) 設置、運営主体のあるべき姿

① 設置、運営主体ごとの長短所等

前述のアンケート結果にもあるとおり、全国的に、また札幌市においても、児童発達支援センターは、民間法人による設置・運営（民設・民営施設）や、公立のセンターにおいては、指定管理者制度により民間法人に運営を行わせること（公設・民営施設）も一定程度進んでおり、地方自治体が直接運営を行う施設（公設・公営施設）は、減少傾向にある。

一概には言えないが、項目ごとに一般的な各設置・運営形態別の長所及び短所をまとめると、次のとおりとなる。

項 目		公設・公営	公設・民営	民設・民営
職員配置等	長所	手厚い身分保障による安定した配置が可能	指定管理業務の仕様に定めることが可能。 また、運営法人の判断により、職員の追加配置も可能。	最低基準を満たした上で、民間法人の柔軟な判断により配置可能
	短所	定期的な人事異動あり。 柔軟な職員配置は、予算、定数等の関係で、一般的には困難。	運営法人によっては職員の入替わりが多い場合あり。	
支援の内容や安定性等	長所	安定した運営基盤のもとでの安定的な支援が提供可能	指定管理業務の仕方で一定の水準を担保しつつ、運営法人の独自事業としても上乗せ実施が可能	施設の最低基準を満たした上で、民間法人の柔軟な判断により、様々なサービスが提供可能
	短所	経営的な視点や競争原理の欠落により、支援内容の硬直化等が生じる可能性あり。	4年程度に一度、指定管理者の更新あり。(ただし良好な運営が行われている場合には、一般的には非公募による更新)	運営法人の経営状況や支援の考え方等に大きく左右される可能性あり。
運営の柔軟性等	長所	柔軟な運営を行うことは困難だが、運営の安定性は高い。	指定管理業務の仕様を順守しつつ、状況に応じた独自事業の実施等が可能	運営法人の判断により、状況に応じた柔軟な運営が可能
	短所	予算や人員配置上の制約があり、状況に応じた新たな事業や人員配置を行うことは、難しい。	公立施設であることから、基本的な事項を変更する場合は、条例改正が必要となる場合あり。	運営法人の経営状況や運営の考え方等に大きく左右される可能性あり。

② 支援内容等のあるべき姿を実現するうえでの設置、運営主体ごとの検討

前述の利用者ニーズの検証結果について、設置、運営主体等ごとの長所及び短所を踏まえつつ、実現のための課題等を次のとおり整理した。(あくまでも、札幌市の公立施設の運営主体の移行先等の検討を前提とした課題整理である。)

項 目	公設・公営	公設・民営	民設・民営
【開設時間の延長要望について】 基本的な開設時間は、現行のままで妥当と考えるが、家族支援の充実化の観点から、保護者等の状況に応じた柔軟な開設時間の運用や、保護者の用事等のある場合の日中一時支援的な事業の実施が望まれる。	× 日中一時支援事業等の実施は職員の増員が必要不可欠だが、予算や人員配置上の制約があり、難しい。	○ 日中一時支援事業等の実施は、指定管理業務の仕様に定めることや運営法人が独自事業として行うことも可能である。	△ 日中一時支援事業等の実施は、運営法人の判断に委ねられる。
【作業療法（OT）の実施要望について】 はるにれ学園、かしわ学園において、作業療法を実施する方向で検討することが望まれる。	△ 職員の増員は、施設収支等を鑑みると困難な面があるが、子ども心身医療センターや各整肢園には、OTが配置されており、はるにれ学園等に一部職員の配置換えや職員の派遣等が可能であれば、実現できる可能性あり。	○ 指定管理業務の仕様に定めることにより可能である。ただし、全国の半数近い施設では未実施であることや人材確保の観点から、指定管理費の上積みは必須であると考えられる。	× OTの配置については、運営法人の判断に任せられるが、人材不足等から、新規補助制度の創設等がなければ積極的な配置指導は困難である。
【言語聴覚療法（ST）の回数増】 基本的には、言語聴覚療法の回数は、妥当と考えるが、人員確保や人材育成の観点から、持続可能な運営体制の構築に向けた検討をすることが望まれる。	△ 人材不足ではあるが、一定の身分保障により、民間法人よりは可能性あり。	△ 指定管理業務の仕様に定めることにより可能である。ただし、人材不足もあり、人材確保の観点から、指定管理費の上積みは必須であると考えられる。	× 運営法人の判断に任せられるが、人材不足等から、新規補助制度の創設等がなければ積極的な配置指導は困難である。
【看護師の追加配置】 利用児童の状況等に応じた柔軟な対応を行える運営体制となるよう検討することが望まれる。	× 予算や人員配置上の制約があり、状況に応じた新たな事業や人員配置を行うことは、難しい。	△ 指定管理業務の仕様を順守しつつ、状況に応じた独自事業の実施等が可能ではあるが、指定管理費の上積み等により、一定程度の余裕のある経営状況である必要あり。	○ 運営法人の判断により、状況に応じた柔軟な運営が可能。ただし、運営法人の経営状況に大きく左右される可能性あり。
【送迎バスの充実】 全国のセンターの状況等や保護者の切実なニーズを鑑み、増車する方向で検討することが望まれる。ただし、全国のセンターがほぼ自宅送迎を行っていないことを考慮し、増車による運行範囲の拡大が優先事項であるとする。また、増車するとしても、委託業者に運転業務を委託するなど、効率的な体制により行うべきである。	○ 市の正職員の運転手による直営のバスの運行から、民間業者への委託等に移行することで可能である。	○ 指定管理業務の仕様に定めることにより可能である。	△ 運営法人の判断に任せられる。

- ③ 指定管理者制度を導入した場合（公設・民営施設）の想定されるメリット
設置運営主体ごとの長短所等や利用者ニーズの実現に向けた課題等の整理結果を踏まえ、仮に、公設・民営施設（指定管理者制度の導入）とした場合のメリットは次のとおりである。

ア 民間法人の柔軟な視点や工夫による支援内容等の向上が見込まれること
指定管理者制度を導入する際には、施設の支援内容のうち、最低限遵守すべき事項を施設管理業務の仕様書により定めたうえで公募し、さらに応募法人が考える独自事業等の具体提案等も踏まえながら選定を行うものであり、応募する民間法人間の競争もあり、結果的に民間法人の柔軟な視点や工夫による支援内容等の向上が見込まれる。

イ 利用者のニーズに沿った多様な支援等が可能なこと
公設・公営（札幌市直営）では、予算や人員配置等について、行政ならではの制度上の制約があり、その時々の利用者のニーズに応じた柔軟な運営を行うことは困難であるが、民間法人が運営を行う場合においては、行政と比較すると、制約は少なくなることが想定され、より柔軟な運営体制とすることが可能である。

ウ 施設運営について札幌市が引き続き関与を継続できること
指定管理者制度は、札幌市と民間法人との間で協定を締結し、施設の管理・運営を行わせるものであり、施設の設置者として施設運営に関する札幌市としての責任において、札幌市の関与を継続したうえで施設運営が可能である。

エ 札幌市全体の支援体制の向上につながる
新たに、民間法人の職員の働く場が生まれることになり、その職員は、公立施設としての質の高いサービスの提供が求められることから、職員や運営法人の支援技術の向上につながるが見込まれる。

また、導入時まで、これまで質の高いサービスを提供していた札幌市職員も、これまで培った支援技術等について他の施設での支援に生かすことができ、さらには、導入する施設へのサポートについても、関係施設間の連携体制の中で行うことも想定され、総じて札幌市における発達支援の質向が向上することが期待できる。

④ 設置、運営主体のあるべき姿の検討結果

これまでの検討内容等を踏まえ、設置、運営主体のあるべき姿を次のとおり整理する。

【設置、運営主体のあるべき姿】

全国的に国や地方自治体の行財政改革の推進が叫ばれる中、「公設・公営」を維持し、行政が直接運営を継続しながら、利用者のニーズに応じていくことは、相当の困難が伴うものと考えられる。

施設を設置主体ごとと民間法人に移譲する「民設・民営」とした場合には、移譲先の運営法人の裁量による運営となることから、現在のサービス水準の維持等に課題が残る。

現在のサービス水準の維持を担保しつつ、利用者のニーズに応じていくためには、全体的な運営の効率化が必須であり、その効率化によって生じた予算等をサービスの向上に充てることが、現実的な選択肢である。

多くの地方自治体が入り込んでいる指定管理者制度の導入により、民間法人が運営を行う「公設・民営」施設として、サービスの向上と柔軟な運営体制の構築を目指すべきである。

なお、指定管理者制度の導入は、一定の課題が生じることも想定されることから、4施設について、一度に行うべきではなく、まずは1施設に導入し、その実施効果等を検証しながら、順次、他の施設への導入を検討すべきである。

(2) 「公設・民営」施設を前提とした施設運営等全般のあるべき姿

これまでの検討内容等を踏まえ、施設運営等全般のあるべき姿を次のとおり、整理する。

【施設運営等全般のあるべき姿】

障がいのある子どもへの充実した支援の実施については、「過剰な支援の提供」というような考え方は馴染まず、基本的には、可能な限り利用者のニーズに耳を傾けながら、充実化を目指すべきものである。

指定管理者制度導入による施設運営コストの削減を、単に行財政改革という視点で整理するのではなく、あくまでも「利用者ニーズの実現等による支援体制の向上のために必要なもの」と整理すべきであり、障がいのある子どもへの支援全般に要する経費は削減すべきではない。

指定管理者制度導入の際には、多くの地方自治体が行っているように指定管理費の上積み等の財政的な支援を札幌市は積極的に行い、公立施設としての質の高いサービスの提供体制を確保しつつ、さらに、可能な限り、利用者のニーズに沿った、民間法人の柔軟な視点や工夫によるサービスの向上を目指すしていくべきである。

5 施設利用者（保護者）からの意見等について

項目4で整理した「あるべき姿」等について、本報告書を取りまとめる過程で、現在の施設利用者（保護者）に説明を行ったところ、多くの不安や再検討を求める声が寄せられた。一方、少数ながらも、不安はあるが、指定管理者制度の導入によるサービス向上の具体的内容の提示を求める意見や、施設利用者の声も聞きながら、具体的内容を検討してほしいといった要望も寄せられた。

主な意見等に対する考え方は次のとおり（意見全体に対する考え方等は資料編（資料3）参照）。

① 指定管理者制度の導入へ不安などについて

札幌市の先行施設である「あかしあ学園」や他都市の同種の施設の前例を見ても、今回とほぼ同様の意見が寄せられている。しかし、結果的には、制度導入により、支援内容の向上につながっていると認められることから、札幌市は、丁寧な説明や話し合いにより、不安感等の解消に努めるべきである。

② 利用者へのアンケート結果が、指定管理者制度導入の理由になっていることについて

本アンケートは、現在の施設利用者の要望の実現を重視し、その実現手法の検討を行ったものである。現在の施設職員に継続して支援してほしいという要望は理解できるが、施設のサービス向上ばかりではなく、札幌市内全体の障がい児の発達支援体制の向上という広い観点から検討を行ったものである。札幌市は、他都市のように、民間法人と協働して、障がい児の発達支援体制の向上という目標を実現してほしい。

③ 指定管理者制度の導入による職員の質の低下に関する懸念について

札幌市内には、重症心身障がい児（者）や知的・発達障がい児への入所や通所による支援を行っている民間の社会福祉法人は複数あり、その経験等を生かすことが可能である。（参考までに、一般的に、社会福祉法人においては、一定の給与水準により安定的に多くの職員が働いている。）よって、指定管理者制度を導入することにより、直ちに、職員の質の低下につながるとは認められないものである。

④ 現在の職員に継続して支援してほしいという要望について

気持ちは理解するが、障がいの有無に関わらず、子どもが成長をしていく過程では、様々な契機に、様々な方からの刺激や支援を受けながら大人になり、大人になってからも、自分では、周りにいる方を選ぶことができないのが一般的である。今後の子どもの成長を考えると、色々な方から支援を受けながら、成長していくことも重要であると考え。

6 「あるべき姿」を実現するためのプロセス

(1) 指定管理者制度の導入について

次の理由により、みかほ整肢園に、最初に導入することを軸に検討を進めることが望まれ、さらに、実施効果等を検証したうえで、他の施設にも順次導入を検討することが望まれる。

【理由】

① 同種の民間施設が市内にないこと

民間法人が運営する医療型児童発達支援センターは、市内には休止中の「こもれび園」しかなく、一方、福祉型児童発達支援センターは、市内において、既に民間法人が設置・運営を行っている。

このような状況から、円滑な導入という観点では、はるにれ学園等の福祉型児童発達支援センターという選択肢もあるが、運営が比較的難しいとされる医療型児童発達支援センターに導入しなければ、他の施設に導入する際の様々な課題の検証が困難である。

休止中の「こもれび園」や全国の同種施設の運営状況を見ても判るとおり、行政からの積極的な支援が必須の施設種別であることから、今後の公設・民営施設の運営への支援等のあり方等を検証することも可能である。

② 多職種の職員の有効活用が可能なこと

医療型児童発達支援センターであるみかほ整肢園には、保育士、PT、OTといった多職種の職員が配置されている。

もし、仮にみかほ整肢園に指定管理者制度を導入した場合、みかほ整肢園で勤務していた札幌市職員は、他の公設・公営施設等に勤務することになり、これまで培ってきた支援技術を他の施設で生かすことや、場合によっては、関係施設間の連携体制の中で、みかほ整肢園のサポートに生かすことも期待できる。

③ ひまわり整肢園と比較し、みかほ整肢園の方が円滑な導入が可能なこと

みかほ整肢園は、主に知的障がい者が利用するあかしあ学園を併設しており、あかしあ学園は、指定管理者制度を既に導入していることから、制度の導入等についてイメージしやすいことが想定され、他の施設よりも円滑に導入できる可能性が高い。

一方、ひまわり整肢園は、直営により併設されている子ども心身医療センター等との相互連携を目指しており、現段階では、最初に導入する施設としては馴染まないと考える。

④ 費用対効果が最も高いと考えられること

みかほ整肢園は、医療型児童発達支援センターであり、施設の利用率や収支等の経営状況の現況を鑑みると、はるにれ学園等の福祉型児童支援センターと比較

し、民間法人に運営を行わせることにより、民間法人の柔軟な視点や工夫により、施設の利用率や収支等の改善を見込むことも期待できる。

⑤ 中長期的な障がい児支援体制の検討に資することが可能なこと

全国には、「ちくたく」のような、複数の児童発達支援センターと診療所機能を併せ持つ「発達支援総合センター」的な施設を各地域に配置し、身近な地域で総合的な支援を提供している都市も多い。

診療所機能を併せ持つ医療型児童発達支援センターへの指定管理者制度の導入の実施状況の検証結果は、将来的な「発達支援総合センター」的な施設の各地域への設置等による充実した障がい児支援体制の構築に向けた検討に資することが期待できる。

(2) 導入の際の留意点等

指定管理者制度を導入する場合は、次の点に留意し、円滑な制度導入を目指すことが望まれる。

① 現在のサービス水準の維持は絶対条件とし、利用者ニーズの実現など、さらなる機能の向上を目的とすること

職員の配置職種や職員数は、現行水準と同等もしくは現行水準以上とし、指定管理者制度導入によるサービス水準の向上を目指すこと。

② 札幌市は積極的に指定管理者をサポートすること

医療型の児童発達支援センターは、前述のとおり、運営が大変難しい施設種別であり、運営費に関する金銭的なサポートはもちろん、医師をはじめとしたスタッフの確保やスタッフの支援技術の向上等に関し、制度導入時のみならず、導入後も継続的に積極的にサポートすること。

③ 十分な引継期間を確保すること

障がい児への支援は、一定程度の継続性が求められ、例えば、全スタッフが、一度に全て入れ替わり支援を提供することは不可能である。指定管理者の選定は、余裕を持って行い、十分な引継期間を設けること。

④ 施設利用者（保護者）は、相当の不安を感じていることから、指定管理者制度の内容や上記①から③までの事項等について、丁寧に説明等を行い、理解を得ながら進めること

(3) 中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」の検討について

札幌市の今後における「障がい児支援体制のあり方」については、障がい児に係る資源についての官民の役割（役割分担、連携方法等）をどのように整理するか、利用者の利便性を考慮すると「ちくたく」のような「発達支援総合センター」が市内にどの程度必要なのか等、整理すべき課題は多いものとする。

「みかほ整肢園」をはじめとする公立児童発達支援センターに指定管理者制度を導入するに当たっては、このような中長期的な「札幌市の障がい児支援体制のあり方（全体像）」との整合性を含めて検討することが有益であると考えられることから、札幌市は、札幌市全体の 10、20 年後の児童発達支援体制のあるべき姿を見据えながら、計画的に指定管理者制度の導入を進める方向で検討することが望まれる。

7 最終報告に向けて

今回の報告においては、前述のとおり、公立児童発達支援センターのあるべき姿を実現するためには、「指定管理者制度を導入すべき」、さらにその場合は、「みかほ整肢園に、最初に導入すべき」と述べてきたところである。しかし、現時点において、施設利用者が、指定管理者制度の導入により施設運営がどの程度向上するのかをイメージすることは困難であり、このような状況で最終報告とするには早計である。

よって、今回の報告は「中間報告」とし、今後、指定管理者制度の導入による施設のあり方（サービスアップ項目）を利用者とともに検討し、これらのイメージを一定程度明確にしたうえで、最終報告としたいと考える。

最後に、サービスアップ項目の検討に当たって、まずは、札幌市と施設利用者（保護者）との間で、丁寧な話し合いが進められることを要望する。

【札幌市公立児童発達支援センターあり方検討会議 検討委員】

区 分	所属・職	氏名
学識経験者	北星学園大学短期大学部教授	藤原 里佐
福祉事業 従事者	きらめきの里 施設長	加藤 法子
	むぎのこ 総合施設長	北川 聡子
	札幌地区児童発達支援連絡協議会 会長	古川 孝士
関係団体等	一般社団法人 札幌市手をつなぐ育成会 副会長	菊池 洋子
	札幌市通園児連絡会 前代表	桜井 翠
	特定非営利活動法人 札幌肢体不自由児者父母の会 会長	渡辺 あや子
行政（医師）	札幌市保健福祉局子ども発達支援総合センター 子ども心身医療担当部長	菅 和洋
行政	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長	嶋内 明 ◎

◎ 座長

【検 討 経 過】

日付	検討内容
平成 27 年 8 月 4 日	第 1 回 検討会議開催 ● 座長選出 ● 会議の目的、スケジュール等の確認
平成 27 年 11 月 30 日	第 2 回 検討会議開催 ● 利用者アンケートの結果（ニーズ）の検証 利用者説明会の結果と全国のセンターへのアンケート調査結果等を踏まえ、項目ごとにサービス水準のあるべき姿の検証
平成 28 年 2 月 9 日	第 3 回 検討会議開催 ● サービス水準等のあるべき姿のまとめ ● サービス水準等のあるべき姿を実現するための運営手法等の検討
平成 28 年 3 月 10 日	第 4 回 検討会議開催 ● 施設利用者からの意見等への考え方の検討
平成 28 年 4 月 28 日	第 5 回 検討会議開催 ● 今後の検討スケジュールについての検討 ● 中間報告書案の検討
平成 28 年 6 月 3 日	● 中間報告